

個別規程 サイトアンパイアサービス

令和2年3月1日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(品目)

サイトアンパイアサービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
50 ユーザ	1 台のルータに接続されたインターネット利用端末の数が 50 以下であるもの

第2条(最低利用期間)

サイトアンパイアサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「サイトアンパイアサービス契約」といいます。)における最低利用期間は 1 年とし、その起算日は、課金開始日とします。

第3条(利用資格)

サイトアンパイアサービスを利用するには、当社が提供する IIJ SMF sx サービス、SEIL レンタルサービス若しくは IIJ マルチプロダクトコントローラサービスの契約者、又は当社が指定する種類の SEIL の所有者である必要があります。

第4条(利用条件)

契約者は、サイトアンパイアサービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) ライセンス証書(アルプス システム インテグレーション株式会社が発行し契約者に送付されるライセンス証書をいいます。以下同じとします。)に記載された認証 ID 及び URL フィルタリングのルールについて、当社が指定する機器への設定
- (2) 当社が指定する SEIL シリーズの用意
- (3) 第 1 号及び前号に定める事項のほか、当社が指定する事項

2 サイトアンパイアサービスにおいては、契約者は、契約者とアルプス システム インテグレーション株式会社との間においてサイトアンパイアサービスを利用するために必要なライセンス契約及び/又はデータベース提供契約が締結されることとなることに同意し、別途アルプス システム インテグレーション株式会社が定めるサービス約款等に定められた提供条件に従うものとします。

3 前 2 項に定める事項を契約者が遵守していただけない場合には、サイトアンパイアサービスを提供できないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

第 5 条(提供期間)

サイトアンパイアサービスの提供を受けることのできる期間は、ライセンス証書に記載された有効期限までとします。

2 当社は、サイトアンパイアサービスの有効期間が経過する日までに、当社が定める方法により、あらかじめ契約者に対し更新に係る通知を行うものとします。

3 契約者は、有効期間の更新を行わない場合は、当社所定の方法により有効期間が経過する日の 30 日前までに当社に対し更新を行わない旨の通知を行うものとし、当該通知が無かった場合は、当社は、更新をするものとして取扱うものとします。

第 6 条(契約内容の変更)

契約者は、サイトアンパイアサービスの契約内容を変更することはできません。

第 7 条(サービスの廃止)

当社は、アルプス システム インテグレーション株式会社が、サイトアンパイアの提供を終了した場合、当該サービスに対応するサイトアンパイアサービスを廃止します。

第 8 条(解除の効力が生ずる日)

サイトアンパイアサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第 9 条(料金)

契約者が、サイトアンパイアサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務はサイトアンパイアサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 10 条(最低利用期間内解除調定)

サイトアンパイアサービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第28条(契約者の解除)第2項又は第3項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙2に定める金額を支払うものとします。

第11条(保証の限定)

サイトアンパイアサービスは、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) サイトアンパイアサービスが常に可用であること
- (2) 契約者が好まざるすべてのWebサイトへのアクセスを遮断し、及びそのアクセス情報を取得できること
- (3) その他アルプス システム インテグレーション株式会社のサービス約款において保証されていない事項

附則

平成23年1月1日施行

この契約約款は、平成23年1月1日から実施します。

平成25年6月1日変更

この契約約款は、平成25年6月1日から実施します。

令和2年3月1日変更

この契約約款は、令和2年3月1日から実施します。

別紙 1 サイトアンパイアサービスにおける料金等 [第 9 条関係]

1 初期費用

品目	料金
50 ユーザ	160,000 円

2 月額費用

品目	料金
50 ユーザ	0 円

3 有効期間の更新に伴う費用

品目	料金
50 ユーザ	160,000 円

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 10 条関係]

第 2 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用に定める基本料金